



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

K S 生

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

東京横濱電鐵 饋電工事方法變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る玉川線及廣尾線を連絡する既設架空饋電線の一部は鐵道省山手線跨道橋下に添架せるものなるが、先般鐵道省より撤去方要求もあり加之該位置は諸車の交通量多く架空線の地表上の高さも低く危険多きを以て今般其の經過地を變更し、東京高速鐵道株式會社の高架橋構築物に腕金及碍子類

を以て第四種絕緣電線を架設切換をなし、既設饋電線を撤去（工事費一九〇五三圓五〇錢借入金）せんとするの件は二月十三日監第三九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

王子電氣軌道 工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る一般交通者に不適當と認めらるるを以て千住間道及瀧野川踏切に設置の交通用信號機の高低位置並に警報機用の「トレッドル」の取付位置を變更せむとするの件は二月十八日監第五四六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 保安設備一部變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る昭和十五年三月二十七日監第七五七五號認可並谷停留所保安設備中電氣轉轍器第九號附近は乗降場構築物の關係上特殊機構に依らざる限り据付困難なる状態に在り然るに該器は對向に於て車輛の入れ換を爲さざるを以て特に本器轉轍器に限り之を發條轉轍器と爲し發條轉轍器第十號は常時三番線反位に開通せしめむとするの件は四月二十二日監第一ノ六〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電氣軌道工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る陸軍航空本部施行に係る陸軍用地排水工事の一部該軌道敷下を横斷するに付、同部の委託に依り京王新宿起點二〇軒四一二米〇〇軌道敷下に下水管渠埋設せむとするの件は四月二十二日監第一六〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 北品川一丁目附近軌道線路及工事方法

變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る京濱本線に地方鐵道車輛定規に依る車輛を運轉し輸送力の擴充を計り度、付ては品川區北品川一丁目一七六番地先（併用部分）に於ける軌道の屈曲半徑及中心間隔を擴張（工事費豫算一七、三五〇圓）せんとするの件は五月二十四日監第二〇五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

り。

王子電氣軌道 大塚停留場附近軌道工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る東京府の施行に係る都市計畫街路補助線第五七號路線と交叉の箇所にて踏切道を新設せむとするものなるが、本交叉箇所は省線大塚驛に接近し居る爲軌道を街路と立體交叉によらしむる事は技術上極めて困難なるのみならず該附近は都市計畫大塚驛前廣場及道路計畫の一部に該當し居るを以て將來計畫實現の際は現在の新設軌道の一部は併用軌道と相成るべきに付平面交叉は夫れ迄の暫定的施設として止むを得ざるものと被認、尙軌道と道路との斜角は四十五度以下なるも是亦同様止むを得ざるものと被認、因つて（一）本踏切道東南方三十米の個所に於て府縣道補助線第五七號線と府縣道第六四號（王子、小石川線）線と交叉する箇所に將來交通整理信號機を設備する場合に於て踏切道保安設備と連繫する必要を生じたる時、軌道信號回路と交通整理信號機回路との接続に關し警視廳の申入に對し異議なきこと、（二）本踏切道通過の際に於ける運轉速度は時速十六料を越へざることをの通牒を附し五月二十六日監第二〇四九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

王子電氣軌道 赤羽線工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る東京府施行都市計畫幹線放射道路第十號路線改修工事に伴ひ赤羽線岩淵本宿、王電赤羽間軌條

を新設道路の中央に移設（延長一、一五六料）せむとするの件は停留場標識及電車側柱には一切の廣告施設を爲さざることとし六月三日監第二二〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 北馬場停留場特別設計許可並南馬場停留場及北馬場停留場設置届供覽

京濱電氣鐵道株式会社北馬場停留場は廢止の認可を受たるも地元市民の反對に依り其儘存置せるものにして他に移設することも困難の事情に有之特別設計せんとするの件は六月二十五日監第二、三四三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 目黒川停留場廢止認可

京濱電氣鐵道株式会社、本件廢止停留場は曩に新設の届出ありたるも其の沿線の情勢變化に依り未設置のものなるに付別途該土庶第九八六號届出の通り南馬場及北馬場停留場を従來通り存置し目黒川停留場を廢止せんとするの件は六月二十五日監第二、三四四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 赤坂見附 四谷仲町間工事方法變更認可及紀の國坂停留場特別設計許可

東京市申請に係る赤坂見附、四谷仲町間線路に於ける電柱は其の建植方法が中央柱式なる關係上車體と電柱と距離充分ならしむる能はず、往々事故發生し之が事故防止の爲側柱式に改めんとす

尙紀の國坂停留場位置は軌道建設規程第三十五條に依り特別設計（一、柱間距離平均二八米最大四三米一、工事費六、〇六二圓八八）とせむとするの件は七月三日監第二、四七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より工事方法變更認下特別設計許可ありたり。

東京市營 軌道運轉信號保安規程第二四條例外取扱許可

東京市申請に係る從來電車の分岐部通過は矢印信號により一現示時間に一臺通過を原則となし居りたるも今般既設矢印信號燈下部に合圖燈を設置し既設矢印信號と併用して電車の分岐部二臺進行を安全ならしめ、操車の圓滑を期せんとするの件は七月四日監第二、六九五號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

京濱電氣鐵道 蒲田停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式会社申請に係る蒲田停留場に三輛連結車を停車せしむる様乗降場を延長し、狹隘なる驛舎を改築（工費豫算二一三、〇〇〇圓借入金）せんとするの件は七月四日監第二、六九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電氣軌道 國領停留場工事方法變更認可

京王電氣軌道株式会社申請に係る國領停留場の工事方法變更に關しては（一）上り線の信號機は配線變更に支障を生ずるを以て其の位置を變更せむとす（二）配線變更は軌條の磨耗を防止し、且電車運轉の圓滑を爲めに構内下り本線中に介在する急曲線を除き去せむとす（三）遮斷機は配線變更に伴ひ位置變更せむとす（四）貨

物側線は其の必要無きに至れる爲之を撤去せむとす(五)旅客激増せる爲め上り本線側に出改札所を設けむとするの件は七月四日監第二、四七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

西武鐵道 新宿線軌道線路及工事方法變更認可

西武鐵道株式會社申請に係る設計變更は東京市淀橋區角管一丁目自七八九至七八四番地九八米の區間にして昭和十五年十月一日付監軌第四六號一通牒に基き歩道を有效ならしむる爲電車線用側柱を鐵道省線側路端に移植變更し從つて軌道中心線〇、六五二米移設變更せむとするの件は七月四日監第二、四一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京地下鐵道 城東線軌道電氣工事方法變更認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る城東線江東橋變電所の主要機器たる三〇〇KW電動發電機は既に老朽にして部分的修繕を施行せるも使用に耐へず止むを得ず根本的修理改造方を製作者に依頼せるも製作者亦完全なる修理の保證不能として拒絕し來れる狀態なり因つて此の際根本策を建て能率悪く保守困難なる同機を處分し以て能率良く且豫備機として最も適當なる性能を有する硝子型水銀整流器に變更せむとするの件は七月七日監第二、六八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪電氣鐵道 電動客車増加並特別設計の件認可

法 令

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る近時沿線の見覺しき發展に伴ひ乗客の増加特に著しく加ふるに時局關係工場の新設擴張せらるゝもの相續き殊に枚方東口驛附近に著しきものあり仍て既認可(昭和十二年十二月六日)と同一設計に係る京阪線用電動客車四輛及制御客車十二輛計十六輛を新造し之等激増せる乗客輸送の緩和を圖り運轉保安上の萬全を期せむとするの件は二月五日監第五六七號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市高速電氣軌道 工事施行認可申請期限延期許可

大阪市申請に係る本市高速電氣軌道工事は時局の影響により全般的に遅延の止むを得ざる實狀にあるも今回延期出願したる殘部工事の内第一號中「住吉區昭和町より住吉區西長居町迄は」昭和十五年度中に、又第一號線中「北區芝田町より東淀川區南方迄」及「住吉區西長居町より住吉區我孫子終點迄」並に第三號線中「西成區田端通より西成區玉出終點迄」は昭和十六年度中に夫々申請する豫定なり其他の區間即ち第二次計畫に屬する第一號線中「東淀川區南方以上」第二號線(既認可部分を除く)及第四號線に就ては計畫當時に比し沿道の發展其他交通狀勢の變化等に鑑み一部計畫の變更等に付慎重に考究を要し目下鋭意調査中に有之指定の期限(昭和十五年六月三十日)迄に工事施行認可申請の運に至り難きに付、昭和十八年六月三十日迄延期せむとするの件は三月四日監第五七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

阪神急行電鐵 客車設計變更認可及特別設計許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る 目下新造中の神戸線用車五輛 電動客制御客計一〇輛の設計一部變更せむとす、尙本車輛は新設軌道神戸線にのみ使用するものなるを以て、車窓保護棒は撤去せむとするものなり、然して本件は取扱の利便と構造の統一を計る目的なるを以て支障なく認めらるゝを以て三月二十四日監第一、二三四號を以て内務、鐵道兩大臣より客車設計變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

大阪市營 軌道假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る梅田善源寺町線都島橋改築に伴ふ假線は其の使用期限昭和十六年一月十八日迄の處鋼材調達困難の爲更に昭和十八年一月十八日迄延期せむとするの件は五月二十四日監第二、一〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る 寶塚線車輛の運用効率を増す爲大正十八年九月二十七日認可の電動客車中四輛(七五—七八)及大正十五年五月二十一日認可の電動客車中三輛(九一—九三)の主電動機の齒車比を變更せむとするの件は五月二十四日監第二、〇五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る 昭和十三年七月二十日監第六

八七一號を以て認可の枚方變電所一、〇〇〇「キロワット」廻轉變流機一組増設工事竣功せるに依り、工事竣功圖表提出せり、尙昭和十三年七月二十日監第六八七〇號を以て認可守口變電所一〇〇〇「キロワット」廻轉變流器一組増設工事竣功せるにより工事竣功圖表提出、又昭和十三年七月二十日附監第六八七二號を以て認可の蒲生變電所一、〇〇〇「キロワット」廻轉變流器一組増設工事竣功せるに依り竣功圖表提出せるに就ては五月二十四日監第二〇四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 電動客車設計變更認可

大阪市申請に係る既認可(一)電車電動機變更↓電車速度を他の車輛と同等にする爲には電動機容量の不足を生ずるに依り電動機出力を大にせんとするものなり(二)車輪車軸の變更↓電動機出力の増大に伴ひ強度を大にせんとするものなり(三)客車内點燈設備の變更↓(イ)車内豫備燈に關しては車内の調和を計り併せて材料を節約せむ爲三箇を二箇に變更(ロ)切換ヘスキッチ増設に關しては電燈の並列二回路を燈火管制時に直列に切換ヘ燈火管制用減壓抵抗器材料を節約せむとするものなり(ハ)一回路遮斷用ランプスキッチ増設に就ては一回路(前照燈、尾燈及車内燈の一部)を點燈し他の一回路(車内燈の一部)を消燈せむとする等一部工事方法變更の件は五月二十四日監第二〇四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 假設物使用期限延期許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る傳法線新淀川橋梁に大阪市上水道鐵管假添架期限は本年二月十日限りの處右水道管移設添架を豫定せる大阪府都市計畫尼崎線新淀川橋梁の架橋工事竣成遅延のため大阪市の依頼により右期限を更に向ふ一ヶ年間(昭和十七年二月十日)迄延期するの件は五月二十四日監第二、〇四八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

阪堺電鐵 電動客車設計變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る四輪「ボギー」式電動客車(二〇一—二〇四)四輛の救助器主材料は一二耗丸棒鋼なるが事故損傷の場合修理困難なり尙該社所有車輛の大部分は新救助器と同様筒管及帶鐵を主材料として設計し居る事故損傷の場合主要材料及豫備品の關係上修理容易なる爲右電動客車の救助器も同様變更せむとするの件は五月二十四日監第二、〇五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 電動客車増加認可並特別設計許可

大阪市申請に係る近時事變關係の影響に依り大阪市内外近郊に於て軍需工業股盛を極め工場への通勤者激増は勿論一般乘客も増加を來し尙且「ガソリン」の配給統制の爲乗合自動車並「タクシー」等の減車運轉實施に伴ひ之等輸送機關の能力減退したるにより之が輸送を圓滑ならしむる爲益々客車を増車するの必要を認め

向ふ三ヶ年計畫を樹て本年度に於て十輛新造せむとす、尙右車輛には手用制動機を省略せむとするものなるが本件は五月二十四日監第二、〇七二號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車増加の件認可し特別設計の件許可ありたり。

大阪市營 東西線工事方法變更の件認可

大阪市申請に係る東西線中(松島町一丁目、二丁目附近、區間延長一三九米)一部中央式電車柱を工費四、八〇〇圓(營業利益金より支辨)を以て側柱式に變更せんとするの件は五月二十六日監第二〇四六號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

南海鐵道 平野線假設工事認可

南海鐵道株式會社申請に係る大阪市營高速電氣軌道第一號線殘區間(自天子町至昭和町二丁目間)工事施行に伴ひ軌道平野線苗代田、文里間線路下横斷するため、同横斷箇所軌道假設工事施行せむとするの件は右假設物の使用期限は認可の日より一箇年とし六月二日監第二一五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 玉造線及霞町玉造線工事方法變更認可

大阪市申請に係る玉造線及霞町玉造線終點附近(複線延長三二九米六二)は近時交通量激増したるを以て之が整理保全を圖るため及道路を改裝するに伴ひ之に適合する様軌道及涉線を移設し安全地帯を増設(工事豫算七八、〇〇〇圓營業益金充當、所要鋼材

六施六〇五、所要セメント六五〇施)せんとするの件は六月二十日監第二五二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る該社中津、三國、塚口、山本各變電所はかねてより電鐵出力に餘力無き處、今事變發生以來該社沿線に於ける急激なる産業の發展就中大阪市北部並伊丹を中心とする地域に於ける畫期的なる大膨脹に伴ふ電鐵用輸送量の激增に應じ列車の圓滑なる運轉を期せんが爲先づ中津變電所に水銀整流器一、五〇〇KW三臺を設備し、廻轉變流機一、五〇〇KW二臺を撤去し一臺宛を三國及塚口變電所に移設し又塚口變電所に於て廻轉變流機五〇〇KW一臺を撤去し山本變電所に移設し、輸送量激增に對應せる圓滑なる運轉を期せしむとするの件は本施設に要する工事費五一八、二四五圓(手持資金より支辨)を要するを以て臨時資金調整法により大藏商工兩省に協議せし處、別段異存無き旨回答ありたるを以て七月四日監第二、六九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る四輪ボギー式電動客車十一輛は運轉開始以來三十餘年經過せる舊型木造車體にして車體の柱、根太其他主要部分の修理に多額の費用を要し平素車輛保守上甚だ不經濟極まる次第にて、殊に車體は運轉臺出入口に扉の設備無く、混

雜時の輸送上甚だ寒心に堪へざる爲變に改造認可を得たるものなり、該社軌道線の交通量は最近殊に飛躍的激增を示し、乘客輸送力増大に平素極力其の對策を講じ居り茲に昭和十三年四月八日附監第二、八四九號を以て認可の車輛と同一設計に依り車體を半鋼製に改造の上定員を増加せしめ輸送の一部たりとも緩和し、併せて運轉上の保安確保に資せむとするの件は七月四日監第二、四七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 豫備假設變電所設置認可

大阪市申請に係る電鐵用九條變電所の故障時に於ける豫備として築港電車庫内に豫備假設變電所を設備せむとする尙本設備は昭和五年十二月十日監第四、四〇三號を以て認可を受け其の後廢止したる假設變電所を其の儘使用するものなるが、右假設物使用期限は認可の日より向ふ三ヶ年とし七月四日監第二、六九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る傳法線千鳥橋停留場に於ける交又涉線は各部材著しく磨耗し之が取替の必要あるし近時鐵鋼材の入手困難に鑑み曩に三宮停留場より撤去し保存中の交又涉線を以て更換するものとし又傳法停留場の涉線は近時全く使用せず其の必要を認めざるを以て之を廢止し軌道の強化を計らむとするの件は七月四日監第二、六九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可

ありたり。

阪堺電鐵 電動客車設計變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る四輪ボギー式電動客車二輛の車體は明治四十四年前所有者南海鐵道株式會社に於て製作したるものにして爾後歲月を経る事、實に三十年車體全般に互り弛みを生じ且つ腐朽甚しきに至れり、尙當社線は今事變の影響を受け乗客數は日増に激増し現在の車輛にては沿線各種工場への通勤者及居住者の圓滑なる輸送不可能なるを以て設計變更の上車輛の堅牢並に乘車定員の増加を計り、輸送の圓滑を計らむとするの件は七月五日監第二、八三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營高速電氣軌道 松崎町間工事方法變更認可

大阪市申請に係る昭和十三年九月十九日附監第七七〇二號昭和十五年三月二十九日附監第七七九號並昭和十五年三月二十九日附監第七八〇號を以て認可を受けし大阪市高速電氣軌道松崎町昭和町間工事は(一)天王寺町に排氣口並にポンプを設け、(二)右工事の爲勾配の變更及隧道構造の變更を爲す、(一)水導管及下水の隧道を横斷する部分等特殊構造とす、(二)阿部野停留場の構造は新設計を以てし従て停留場中心の位置變更を爲す等の理由により、工事一部變更をなさむとするの件は七月八日監第二、八八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 軌道第一號線工事方法變更假設工事及特別設計の件認可

京都市申請に係る天神川改修工事に伴ひ工費一四、六五八圓を以て暗渠新設並に假軌道を敷設し尙既成線路は假軌道と取付の爲制限外急勾配中に假停留場を設置せんとするの件は假設物の使用期限を昭和十六年九月二十九日迄とし、五月二十九日監第二、一三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 出町線運輸營業休止延期の件認可

京都市申請に係る出町線(自上京區河原町通今出川青龍町二六二至同二二四間)營業休止期間は本年三月三十一日迄の處本線は都市計畫第六號上ニ軌道敷設の上連絡運輸營業開始可致ものにして右都市計畫事業未成には更に昭和十七年三月末日迄延期せんとするの件は六月三日監第二、二一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 伏見線工事方法變更認可及特別設計許可

京都市申請に係る伏見線(自鹽小路高倉至中書島間)の軌道中心間隔は特に狭少なる爲車輛も本線用のみに限り運轉し居る現狀にして運轉系統上は勿論輸送能力に於ても支障尠からざるに付曩に本線中一部自鹽小路高倉至勸進橋間(昭和九年三月二十二日附監第七二六號認可)及自勸進橋至丹波橋間(昭和十五年七月十八日附監第一、九七七號認可)に於ては之が工事方法變更を爲せる

を以て今回更に殘區間自丹波橋至中書島間に於ても軌道中心間隔を擴大し全市一般に運行し得る車輛を運轉し以て輸送能力を増進せむとするものなり、尙自丹波橋至中書島間中併用軌道敷の一部に於ける、道路幅員は狹隘にして規程の車體外有效幅員は制限外となるも之が道路擴張には巨額の費用を要する外地形上已むを得ざる事情の爲特別設計を以て施行せむとす且新設軌道敷の内自伏見區肥後町三八六番地（六料〇三七五〇）至同區西町三九三番地ノ一（六料〇九九七九）延長〇料〇六二二九及伏見區西大手町三一三番地ノ四（六料三六三七九）至同區下油掛町一七一番地（六料五四三三三）延長〇料一七九六四の區間は特に併用軌道敷に變更すべき現狀にあるため今回併せて併用軌道敷に變更せむとするの件は六月五日監第二、二九三號を以て内務、鐵道兩大臣より工事方法變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

京都市營 軌道工事施行認可申請期限延期許可

京都市申請に係る第一號線中北野白梅町、西の京圓町間、第二號線中立賣堀川東橋詰町柴野御所町間、第六號線中今出川上ル青瀧町下鴨芝本町間、第十號線今出川通南上善寺町北野白梅町間、第十二號四條大宮町西院三藏町間十五線延長六、八八六米の工事施行認可申請期間は昭和十六年三月三十一日迄の處第一號線嵐山電車線との交叉に關する協定未了第二號線第六號線都市計畫道路工事未了第十號線嵐山電車線と線路一部共用の計畫にて目

下會社との協定書作製準備中第十二號線昭和十三年二月十六日發電第八〇號を以て京都府土木部長宛提出せる答申書に具陳せる計畫及設計未了以上の爲期限内に申請書提出難致に付更に昭和十七年三月三十一日迄期限延期せむとするの件は七月四日監第二、二〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る輸送力擴充計畫に伴ひ増備車輛收容の爲車庫新設計致度尙車庫は品川起點一九料九四六米神奈川新町停留場附近に新設せんとするものに付同停留場構内の工事方法を一部變更し同構内に側線を新設（工費一、三九五、六九四圓借入金）せむとするの件は四月十六日監第五七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣 仲木戸停留所設計變更の件認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點二〇料五三六、三仲木戸停留所は近時附近一帶の生産工業振興に伴ひ乗降客激增混雜甚しき爲之が緩和策として工事方法變更（五〇、八〇〇圓借入金）せむとするの件は五月一日監第一、六〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點二〇料一三六米笠程

稻荷前踏切を一般交通者の安全並に運輸の圓滑を期する爲架道橋に改築せむとするの件は五月一日監第一、六〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長谷間軌道線路及工事方法變更認可 長谷間軌道線路及工事方法變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る極樂寺、長谷間中在來連續せる三箇所の急曲線を半径四百米の一曲線に改良し車輛運轉保安並に保守費の節減に資せむとす、尙右曲線緩和に伴ひ在來側線の有効用を延長し車輛收容量の増大と相俟つて車庫よりの車輛入換作業に便なる様變更せむとするの件は六月三日監第二、二一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神急行電鐵 寶塚線賣布神社停留場工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る近年乘客激増の爲列車編成は大部分連續編成となり故障其他待避用側線は之れに應ずる爲少くとも三輛以上入車可能なることを要す然るに池田、寶塚間に於ては三輛入車可能側線は賣布のみなれども該箇所は曲線部より外方分岐になり居り運轉保安上不安なる爲賣布停留場側線は撤去し中山停留場側線を延長し之れに代らしむるものなり尙自動閉塞信號區間の賣布停留場側線分岐撤去に當りては該箇所設置の既認可信號レバー装置及轉轍及位置轉換の聯の防護信號機への停止現示設備を撤去し第九〇號自動閉塞信號機を閉塞區間内に分岐器を

有せざる一般自動閉塞信號の既認可方式に變更せむとするの件は四月十五日監第一、二九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る尼崎市道改築に伴ひ橋梁を工費六、五一〇圓（尼崎市負擔）を以て暗渠に改築の上踏切道を擴張（五米を十一米に）せんとするの件は四月十六日監第三、八三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山陽電氣鐵道線 附屬客車を軌道線に乘入運轉認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十四年十二月十二日附監第三、八六〇號を以て認可の該社所屬電動客車三輛は別途本年三月十八日附山庶第二〇〇號を以て附隨客車として一時使用の爲設計變更申請あり、右認可の上は該車輛は軌道線は乘入運轉せむとするの件は五月二十四日監第一、九七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 假設物使用期限延期許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る客年六月二十四日監第一、三七七號認可に係る神戸線芦屋川橋梁及停留場構内扛上其他の假設物使用期限は昭和十五年十二月三十一日迄の處、内務省計畫の芦屋川災害復興工事に順應し施行の必要上昭和十六年十二月三十一日迄期限伸長するの件は五月一日監第一五八五號を以て内務、鐵

道兩大臣より許可ありたり。

阪神電氣鐵道 電動客車設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十四年十二月二十三日附を以て認可の電動客車は爾來川崎車輻株式會社に於て設計中の處時局の進展に伴ひ資材入手の關係により已むを得ず車體の構造を一部變更し尙乗降客乗降の際混雜を防ぐため出入口及立席を擴張せむとするものなり又臺車にありては、既認可のもの使用實績に徴し擔彈機の構造を變更し且電動機吊架の關係上固定輪軸鉅を僅に擴張せむとするの件は六月二十六日監第二、四一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道廳

士別軌道 瓦斯倫動力併用並に帝室林野局附屬瓦斯

檢關車借入使用認可

士別軌道株式會社申請に係る帝室林野局士別御料材輸送は從來同局士別森林鐵道と該社との連帶輸送契約に基き奥士別より省線士別驛に輸送したき處、同局に於ては逐年事業を擴張し出材増加せるを以て該社所有の動力車に不足を來し豫定數量の輸送不可能に立至る状態に付同局所有瓦斯倫動力車を併用運轉せむとするの件は四月十六日監第一、三八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大日本電力株式會社 軌道工事方法變更認可

大日本電力株式會社申請に係る該社營業線軌道の内函館市末廣町十字街に設置しある分岐點用轉轍器轍又は設置以來相當星霜を経たると且軌條製なる爲著しく磨滅したるを以て今般之を滿條鋼製に變更せんとす、就ては函館市復興計畫に依り道路幅員も擴大されたるに依り之に適合する様分岐曲線半径並に軌道中心間隔を増大し以て電車之運行を一層安全せむとするの件は五月十五日監第一、九七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

士別軌道 線路及工事方法變更認可

士別軌道株式會社申請に係る帝室林野局に土地と士別御料材材處理上該社軌道線自九五〇米至一、四八〇米附近右側民有地を買収し木材置場を設置の上卸捲立並省線積込作業を圓滑ならしめんとするものにして之に伴ひ同地内該社線を移設變更せむとするの件は五月二十四日監第二、〇八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市營

花京院通三二 原町苦竹字坂下四〇 間軌道工事施行認可 申請期限延期認可

仙臺市申請に係る市營軌道は昭和五年五月三十日付監第四、一八八號を以て荒町一〇六番地先より長町大道西四七番の六地先に至る區間外三線の軌道敷設の特許を受け工事の實施に當り分割工事施行認可を受施行し一部竣功し、尙殘餘區間に對する軌道法第

五條に依る申請期限は昭和十五年七月四日監第一、二六四號を以て昭和十五年十一月三十日迄伸長許可を受けし處右の内北四番丁五六番地先より八幡町一五四番地先に至る區間の工事に就ては昭和十四年六月二十三日監第二、一四二號を以て假線敷設工事許可受け一部竣功其の他は目下施行中なり、然るに花京院三二番地先より原町苦竹字坂下四〇番地先に至る區間の工事は目下事業費に要する起債に關し準備中なるに依り従つて工事施行認可申請書は指定期限内に提出難致に付昭和十六年十一月三十日迄右期限伸長せむとするの件は五月十日監第一、五七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

栗原軌道 車輛設計變更認可

栗原軌道株式會社申請に係る曩に昭和四年三月九日監第四九八號を以て購入認可を受けし瓦斯倫自動客車二輛を今度「ガソリン」節約の國策の越旨に沿ひ瓦斯倫機關及其の關聯裝置の全部を除去し昭和三年六月六日監第一、六三六號を以て購入認可の客車と同様の連結器を新設改造使用せむとするの件は七月三日監第二、四〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり、尙通牒により本件に伴ひ殘存瓦斯倫客車は皆無となるを以て瓦斯倫動力を廢止せむとするときは別途手續を爲さしむる様示達せり

千葉縣

京成電氣軌道 成田停留場設計變更認可

京成電氣軌道株式會社近時成田停留場乗降客増のため現在設備にては不充分になりたるを以て工事方法變更(工事豫算額一九、八八七圓一〇借入金)せんとするの件は五月十五日監第一、九七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電氣軌道 閉塞信號機増設認可

京成電氣軌道株式會社に係る電車運轉の圓滑を圖るため津田沼、谷津遊園停留場間船橋起點三杆四八〇米二色燈三位式自動閉塞信號機を増設(工事豫算一、九五〇圓借入金)せんとするの件は六月二十五日監第二、三二四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

茨城縣

水濱電車 海門橋湊間運輸營業休止許可

水濱電車株式會社、昭和十三年七月一日の洪水に依り海門橋崩壞し軌道流失せしを以て昭和十五年九月三十日迄許可相成候處該橋復舊には相當時を要するに付昭和十八年九月三十日迄伸長せんとするの件は四月十五日監第一、四四一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

栃木縣

鍋山軌道 車輛設計變更認可

鍋山軌道株式會社申請に係る昭和十四年三月十五日監第七四一號認可機關車より木炭瓦斯發生機を取去り單車として運轉せむと

するの件は五月十日監第一、八七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟電鐵 縣 前間工事竣功期限延期認可

新潟電鐵株式會社申請に係る縣廳前起點より五八米四三三の未竣功區間工事は縣廳前——新潟驛間の道路を新潟市に於て都市計畫事業として道路擴張工事施行昨年竣功せるも事變下に遭遇益々物資材の必要に迫られ居り、且つ臨時資金調整法施行の通牒の次第も有り新設工事は緊急已むを得ざる場合の外工事を爲さざる主旨に基き事變解決後縣廳前新潟驛間と併せて施行せむとするの件は右工事竣功期限を昭和十八年十二月十三日迄延期するものとし五月十日監第一、五七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟電鐵 縣廳前假設物使用期限延期認可

新潟電鐵株式會社申請に係る昭和十三年四月十二日付監第三、七六一號を以て認可の該社軌道線縣廳前假設側線使用の件は昭和十五年十二月十四日迄の處、縣廳前より新潟驛に至る間の工事未竣功並に昭和十二年十月十三日付監第七、三二九號を以て臨時資金調整法施行の通牒の次第も有り引續き假設側線使用の件昭和十八年十二月十三日迄延期せむとするの件は五月十日監第一、五七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 長埤町變電所電氣工事方法變更認可

名古屋市中申請に係る本市に於ける電車負荷は時局柄増加の一途を辿りつゝある現状にして長埤町變電所供給區域たる大會根終點東方には某軍營工場益々擴張されつゝあり従つて負荷の遞増を來せるに鑑み之れに對處せん爲長埤町變電所の出力を増加し、之れに關聯せる受電容量を増加し以て時局交通の圓滑を期せむとするものなり、即ち既設長埤町變電所は從來廻轉變流機五〇〇キロワット一基並三〇〇キロワット二基設置しありしものを今回機能減退の三〇〇キロワット廻轉變流機及附屬變壓器一基を撤去し之れに代へ故障の爲從前より保管しありし中古たる五〇〇キロワット廻轉變流機及附屬變壓器各一基を修理設置し從來の五〇〇キロワット及殘存三〇〇キロワット廻轉變流機並同附屬變壓器を常用として今回設置の五〇〇キロワット又附屬變壓器を豫備とし之れに關聯し受電容量を變更せむとするの件は四月八日監第一、一九五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市營

大江線 南湯通 八丁目間軌道 工事竣功期限並假設物使用期限延期認可

名古屋市中申請に係る曩に認可せる大江線軌道敷設工事中自内田橋起點二軒三一〇米、至終點間竣功期限並假設物使用期限は昭和十五年十二月二十八日迄の處右は都市計畫路線の中心變更に伴ふ

用地買収及埋立工事遅延を來し従つて右期間内に竣功困難に付右期限を更に昭和十六年四月三十日迄延期せむとするの件は五月十五日監第一、五六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋鐵道株式會社 三河鐵道株式會社を合併認可

名古屋鐵道株式會社、三河鐵道株式會社申請に係る兩會社の鐵道營業線は地域的に互に密接なる關係にあり且つ自動車路線は重複又は並行せる箇所あり爲めに兩會社合併の議は既に早く識者の間に論議せられたるが近時沿業線産業の著しき發展に伴ひ之に即應して交通機關の整備統合を要望する聲切なるものあり時代の趨勢に鑑み兩會社を合併し資本の強化を圖ると共に經營を益々合理的ならしめ以て時局の要望に應へ國防の充實に資し度く合併を實現せむとするものなるが本件は臨時資金調整法に依り大藏商工兩省に協議せし處別段異存無き旨回答有りたるを以て五月二十三日監第一、九八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市營 電動客車設計變更認可

名古屋市申請に係る市電氣局所有車輛三六八輛の中には大正十二年製造に係る全木造四輪車五十二輛(三三八—三八九)ありて電動機としては比較的性能優秀なる三菱制三十五馬力のもの二個宛を設備せるも車體は老朽にして木造なるため各部の弛緩摩耗速かして屢々締直しを必要とし、其の都度多大の經費と日時とを要し乗客の激増せる現今の状態に於ては甚だ能率悪しき車輛なり依つ

て此の電動客車を連接式電動客車に変更せむとするものなり、尙電動機は聯接車としたる場合に於ては三五馬力二個にては出力不足するを以て、中型四輪ボギー客車(一一〇一號—一一一六號)に使用せる五〇馬力電動機を之に充て中型ボギー客車には前記四輪車に使用せる三五馬力のものを入替使用せむとす、尙急曲線を有する路線に付ては一部制限する必要を認めたるも其の後實設計に付審査の結果其の必要なきものと認めたり又車窓保護棒も省略するものとし、本件は六月二十六日監第二、七四一號を以て電動客車設計變更の件認可し、手用制動機省略並に車窓保護棒省略の件許可ありたり。

名古屋市營 電氣工事方法變更認可

名古屋市申請に係る昭和十五年四月一日附契約東邦電力株式會社との覺書中責任分界點變更に伴ひ昭和十五年十月七日附監第二、六三三號を以て認可の築地變電所に於ける軌道の動力として他より電力の供給を受くる場合中途電上の責任分界點電氣工作物の所有權分界點を會社施設の「變電所引込柱上開閉器」を市施設「變電所引込口區分開閉器」に変更せむとするの件は七月四日監第二六九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道

眞砂町 岡岡軌道工事施行認可申請期限延期認可

名古屋鐵道株式會社に係る昭和十四年十月十九日附監第二八五

二號を以て岐阜縣岐阜市眞砂町より同縣同市早田宇村西に至る軌道敷設の件特許を受け其の工事施行認可申請期限を昭和十五年十月十八日迄と指定目下諸般の準備を進めつゝあるも何分にも時局柄實施に當りては資金資材其他の振合を慎重吟味を要し且岐阜縣に於て建設相成べき長良川新橋梁を併用する關係上未だ關係書類整備するに至らず依つて向ふ一箇年間申請期限の延期を爲さむとするの件は五月十日監第一五七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋鐵道 暗渠新設認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る岐阜市内本線長住町起點二哩七鎖三十節に於て稻葉郡用排水普通水利組合新水路開鑿の爲(中節用水引用)暗渠新設(建設費約七千八百圓稻葉郡用排水普通水利組合負擔せんとするの件は六月二十五日監第二、二八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福井縣

福武電氣鐵道株式會社 南越鐵道株式會社合併認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る資材に勞力に設備に種々制約を受けつゝある現代の實況に鑑み經營の合理化と資本の強化を圖り兼ねて交通調整本來の趣旨にも合致せしむる爲め茲に南越鐵道株式會社と福武電氣鐵道株式會社とを合併し南越鐵道株式會社を解散し福武電氣鐵道株式會社を存續せむとするものなるが、本件

は臨時資金調整法に依り大藏、商工兩省に協議せし處別段異存なき旨回答ありたるを以て四月三十日監第一、七八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣 假設物使用期限の延期

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る旭橋橋梁改築工事は時局柄資材勞力不足のため初期の計畫工程に遅延を來たし、之に伴ひ假橋使用期限を本橋梁竣功豫定期日(昭和十七年十二月三十一日)迄伸長(既認可期限昭和十六年一月三十一日)せんとするの件は五月二十六日監第一九七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山電氣軌道 軌道工事方法變更認可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る昭和十四年二月二十五日監軌第八五號命令に依る軌道併用區間(自市役所前至高松停留場間及新和歌浦附近)の中自小松原通五丁目至堀止間軌道鋪裝工事施行せむとするの件は六月二日監第二、一四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

大阪電氣軌道 奈良電氣鐵道所屬特別設計車輛運轉

運轉認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る奈良電氣鐵道株式會社所屬車

轉を該社軌道線西大寺、奈良間及西大寺、畝傍線二〇軒九三五米（八木西口南方）間に直通運轉せしめんとするの件は五月三十日監第二、一二四號並監第二、一二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

藝南電氣 軌道抵當證書記載變更認可

藝南電氣軌道株式會社申請に係る鴻池信託株式會社よりの借入金償還期限は昭和十九年一月三十一日迄なるも其の債務殘額八十五萬圓に關し利息並支拂方法を變更し且つ利率を改定せむとするの件は五月十四日監第一、六九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島瓦斯電軌 線路及工事方法變更並に特別設計の件認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る廣島市都市計畫事業街路擴張工事施行に伴ひ

(一) 金屋町山口町間軌道位置變更、京橋川橋梁上及其の前後の新設軌道を併用軌道に改築し、之に伴ふ工事方法を變更致度

(二) 稻荷町停留場に於ける線路勾配は京橋川水利上の關係を考慮し規定外勾配 ($\frac{333}{1000}$) にて特に許可願度

(三) 工事延長 五〇〇・六九米

(四) 工事豫算 三八、一四〇圓五五

(五) 出資方法 併用軌道變更、工事費は廣島市と折半新設軌道

を併用軌道に變更工事費廣島市支出
會社負擔……營業利益金より支出

右の通り變更並特別設計の件六月二日監第二一五六號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島瓦斯電軌 軌道假設工事の件認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る軌道線路中京橋川橋梁は現在新設軌道橋なりしを今般廣島市に於て都市計畫事業として併用橋に改築せんとし之が爲現軌道橋は撤去の止むなきに去り（軌道改築認可申請は別途可取運）右改築工事期間假橋を架設し其橋上及前後に（自八五六、五六米）間假線を敷設し電車運轉を爲さんとするの件は昭和十八年六月二日迄とし通牒を附し六月二日監第二、一五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

(備考) 假設工事期間 自八五六・五六米 一七六・一一米

使用期間 昭和十八年六月二日迄

建設費 七、八三三圓九七（軒當四四四圓八三）

廣島市都市計畫事業費を以て支辨

山口縣

山陽電氣軌道 電氣工事方法變更の件認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る前田變電所に据付中の後槽水銀整流器据付終了後は從來運轉し來りし廻轉變流機二臺は豫備となるに付一臺は最大負荷と照合し豫備として差當り支障なき爲其

のまゝ使用し一臺を大陸方面に移出し其の賣却代金を以て新に「グライダ―」水銀整流器を購入せんとするの件は六月六日監第二、三〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山陽電氣軌道 電氣工事方法變更の件

山陽電氣軌道株式會社申請に係る東變電所に於ける既設電動發電機(二臺)は永年使用し能率低下せしを以て之を撤去し曩に撤去申請せし前田變電所の廻轉變流機を工費三、四五〇圓(運轉資金に依る)を以て六月六日監第二、三〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

高知縣

土佐電氣所屬軌道線を高知鐵道株式會社へ讓渡許可

土佐電氣株式會社申請に係る高知鐵道(地方鐵道)土佐電氣株式會社所屬軌道及土佐バス三社の路線は其の一部が相並行し輸送系統を同じくするものなるが各々其の經營主體を異にする關係上利用者に不便尠からざるものあり且同一輸送系統に付き各競争の立場を固執するは時代に副はざる體制なるを痛感し三者を合同して一體的經營機構の下に統制して利用者の不便を除却し經營の合理化を計り以て地方交通業として高慶國防國家建設の一機關たるの使命遂行に邁進すべきことを期せんが爲、茲に三社欣然として合同を決議したるものにして高知鐵道株式會社を存續し、土佐電氣株式會社所屬軌道を之に讓渡し土佐バス株式會社を合併せむとす

るものなるが、本件は臨時資金調整法に依り大藏商工兩省に協議せし處別段異存無き旨回答ありたるを以て條件として土佐電氣株式會社は本件實施前に高知鐵道株式會社へ軌道用變電所を讓渡の手續を爲すべしとし七月八日監第二、七五五號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

愛媛縣

伊豫鐵道電氣 軌道大手町線西堀端間單線を複線

に變更認可

伊豫鐵道電氣株式會社申請に係る合同申請せる該社大手町線西堀端―松山驛前間改良工事施行の件該軌道は當初複線設計に依り申請昭和九年六月四日附監第一、一九四號を以て特許を受けし處尙實狀精査の結果西堀端―松山驛前古町―西堀端間を環狀運轉と爲すを得策なりとの結論に達したるも工費の都合も有り當時既設の西堀端―古町―松山驛(構内引込線)間の單線に習ひ大手町線(西堀端―松山驛前間)を一先づ單線とし置き漸進的に複線は完成することゝし之に依り節減したる費用を以て松山驛構内引込線を廢し古町―松山驛前間の線路新設及改良費に充用し以て前記の如く環狀運轉を實現せしむべく昭和九年十一月二十一日附變更申請書提出同十一年一月三十日監第一九三號を以て認可を受け併せて同日附第一九四號にて西堀端―松山驛前間軌道特殊設計の許可を受け、工事施行現在に及べり。然るに右軌道運輸業開始以來乘客

は増加の一途を辿り殊に「ガソリン」規正に依る自動車の利用節減は電車利用化となり、之が爲旅客に與ふる不便多く且つ時間的にも不圓滑となり營業上支障を來す状態に付此の間を複線に改良し以て輸送の緩和を計ると共に目下工事進捗中の南豫線開通時に於ける旅客の輻輳に備へんとするの件は四月二十二日監第一、五二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

福岡電車 軌道工事方法變更認可

福岡電車株式會社申請に係る福岡市内唐人町、今川橋間(〇、八四料)の既設溝型軌條は大正七年布設のものにして既に二十餘年を経過し、其の磨損甚しき爲、四六丘溝型軌條を四五丘H T型軌條と更換し運轉の保全を計らむとするの件は工事費豫算一五三、一二〇圓(手許資金を充當)を要するを以て臨時資金調整法に依り大藏商工兩省に協議せし處別段異存無き旨回答ありたるを以て五月六日監第一、八三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

鹿児島縣

鹿児島市營軌道 車輛設計變更認可

鹿児島市申請に係る客車五十一輛撤水車一輛①の車輪車軸の構造(バックゲージ四呎六吋を一、三七九吋に變更)、輪鐵の重量を減少させる爲幅四吋二分の一を一〇五耗に變更②車内電線接続を

燈火管制施設の爲夫々變更せむとするの件は五月十二日監第一、八七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

◎土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法ニ依リ土地ヲ收用スルコトヲ得ルモノト認定ス

起業者 大阪府大阪市

事業種類 道路改築

起業地 大阪府大阪市此花區上福島北三丁目地内

昭和十六年七月十四日

大阪府大阪市

不良住宅地區改善

大阪府大阪市浪速區東關谷町二丁目地内

昭和十六年七月十四日

内務大臣 男爵 平沼騏一郎